

ファミリー・サポート・センター提供会員募集

ファミリー・サポート・センターとは、子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。子育ての援助を受けたい人(依頼会員といいます)と子育ての援助を行いたい人(提供会員といいます)が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合います。

子育て支援を拡充するために、提供会員を必要としています。ぜひ、ご応募ください。

- ▶ 募集期間=9月30日(水)まで
- ▶ 提供会員の条件=町内に居住している20歳以上の方で、心身ともに健康で、原則として自宅での子どもの預かりができる方
- ▶ 具体的な援助内容=
 - ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの開始前や終了後の預かり
 - ・学校の放課後の預かり
 - ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の預かり
 - ・保育所、幼稚園、習い事等の送迎など
- ▶ 提供会員の受け取る報酬=

平日の午前7時から午後7時まで	1時間あたり700円
日・土・祝日・年末年始・上記以外の時間帯	1時間あたり800円
送迎に提供会員の自家用車を使用した場合	1回あたり200円
送迎に公共交通機関、タクシーを使用した場合	実費
食事(ミルクを含む)の提供をした場合	実費

- ▶ 応募方法=入会を希望される方には、詳細を説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。
 なお、入会申込書には次の書類の添付が必要となります
 - ・顔写真2枚(縦4cm×横3cm)
 - ・自家用車が使用できる方は、運転免許証・車検証・自動車保険証の写し
- ▶ その他=
 - ・不測の事故に備えて、町が保険料を負担して傷害保険に加入します。
 - ・運転免許証や自家用車をお持ちでない方も提供会員になることができます。

▶ 問い合わせ先=福祉課 相談支援係 ☎(56)9137

就学時健康診断を実施します

平成28年4月に、小学校に入学されるお子さんを対象とした、就学時健康診断を実施します。下表の日程にしたがって受診してください。通知書は、8月下旬頃に発送する予定です。

当日は、通知書(ハガキ)裏面に必要事項を記入の上、受診してください。

- ▶ 受付時間=午後1時~1時15分
- ▶ 持ち物=通知書・母子手帳・上履き

実施会場	児童見込数	実施期日	実施内容
本郷小学校	15名	10月7日(水)	・内科 ・歯科 ・知能検査 ・視力 ・聴力 ・面接
本郷北小学校	50名	9月15日(火)	
上三川小学校	128名	9月16日(水)	
坂上小学校	20名	10月21日(水)	
北小学校	28名	9月16日(水)	
明治小学校	50名	9月8日(火)	
明治南小学校	27名	10月5日(月)	

▶ 問い合わせ先=教育総務課 学校教育係 ☎(56)9156

上三川町町勢要覧に登場する小学生募集

現在、上三川町では、合併60周年の節目にあたり、町のあゆみや自然、歴史、文化等を紹介する町勢要覧を作成しています。この町勢要覧に、小学生を掲載するコーナーが2つありますので、それぞれ登場する小学生を募集します。

【企画1】子どもたちが夢見るかみのかわ

「上三川町がこつあつて欲しい」という子どもたちの夢と、大人たちがそれに向けて行っている努力などを紹介するコーナーで、登場する子どもたちは、自身で書いた「夢の絵」と一緒に撮影した写真が掲載されます。また、氏名、学校名、学年が掲載されます。

▼応募対象 町内在住で、おおむね小学校5年生〜6年生の児童

▼応募定員 〓 おおむね6名程度

▼応募方法 〓 応募用紙に、住所・氏名・学校名・学年・「上三川町がこつあつて欲しい」という夢の「文章」を書いて応募あて先まで送付ください。

▼応募期間 〓 平成27年8月31日まで

※ 選考は、実現可能な夢のうち、誌面構成上望ましい夢を書いた人を優先します。

※ 採用された場合、夢の内容について、絵を書きこいたいただきます。

※ 町勢要覧は、広報かみのかわ平成28年4月号(2016年10月発行)と一緒に配布の予定です。

【企画2】地域の特徴や見どころ

地元の小学生たちをナビゲーターに、地域の特徴や見どころを紹介するコーナーです。登場する子どもさんは、全身写真と共に氏名、学校名、学年が掲載されます。

▼ 応募対象 〓 町内在住で、おおむね小学校3年生〜6年生までの児童

▼ 応募定員 〓 本郷小・本郷北小・上三川小・坂上小・北小・明治小・明治南小の各小学校区それぞれ2〜3名

▼ 応募方法 〓 応募用紙に、住所・氏名・学校名・学年・「地域の見どころ」を書いて応募あて先まで送付ください。

▼ 応募期間 〓 平成27年8月31日まで

※ 選考は、誌面構成上望ましい見どころなどを書いた人を優先します。

▼ 応募あて先・問い合わせ先 〓

企画課 情報・広報係 ☎ 91117

Fax 910996 上三川町つひくちセンター

✉ kikaku01@town.kaminokawa.tochigi.jp

※ 応募用紙は町ホームページ、または企画課窓口で配布しています。

消費生活センターにご相談ください

消費生活知識 ⑳

〇 マルチ商法的勧誘に注意!

事例

① 知人宅で健康食品を強く勧められ、断り切れず販売員になれる会員として入会し、健康飲料の契約をしてしまったが解約したい。

② 妻が知り合いに誘われ、マルチ商法と思われる企業の説明会に行ったところ、「ビジネスチャンスがある」「絶対にもうかる」などと説明され入会してしまった。本人は信じ込んでいるがやめさせたい。

③ 母が友人に誘われてマルチ組織に加入し、高額な電位治療用マットレスを3枚も購入したようだ。やめさせるにはどうしたらよいか。

事例のように、他人に商品を紹介し購入につながればマジックが得られると誘う、マルチ商法的勧誘のトラブルが増えています。

・ 親しい人や仲間からの紹介、誘いは断りにくいものです。
・ 断る勇気も必要です。
・ 友人を勧誘するケースが多く、トラブルになって人間関係を

壊す原因になりかねません。会員を増やせば利益につながるという甘い言葉には注意しましょう。

・ 連鎖販売取引に該当した場合、法定書面を受け取ってから20日以内であればクーリング・オフができます。

・ インターネットの普及に伴い、インターネットがらみの新たな消費者問題が発生しています。過去には聴覚障がい者の間でマルチ商法がまん延したこともありました。一人暮らしの障がい者や高齢者の家に見知らぬ人が日ごろから気を配りましょう。

詳しくは上三川町消費生活センターにご相談ください。

▼ 相談日時 〓

月〜金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前9時〜正午

午後1時〜4時

▼ 相談場所 〓

上三川町消費生活センター

(産業振興課内)

相談専用電話番号 〓

☎ 9153